

役員等報酬並びに
費用弁償に関する規程

社会福祉法人寿光会

社会福祉法人寿光会役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿光会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 理事長とは、定款第16条に基づき選任された者をいう。
- 4 評議員とは、定款第6条に基づき選任された者をいう。
- 5 費用とは、職務遂行にともない発生する旅費（交通費、宿泊費、日当）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に対する報酬等を次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 理事長の職務執行の対価として、別表1に定める報酬を支給する。
なお、理事長の報酬の額については、勤務実態の現況、職務内容に相応しい報酬額であるか定時評議委員会において決議する。
- 3 理事・監事及び評議員には、報酬を支給しない。
- 4 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償の支給)

第4条 役員及び評議員が、理事長が招集する評議員会及び理事会等に出席し、当法人の業務を遂行する場合は、別表2に定める旅費を支給する。

- 2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、別表2に定める旅費は支給しない。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、当法人の業務を遂行する場合は、役員職員旅費規程により旅費を支給することができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程を持って、社会福祉法59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

別表1 (報酬の支給)

名 称	報酬の額	備 考
理事長	月額 100,000円	年間 1,200,000円

別表2 (実費弁償)

名 称	実費弁償額
評議員会、理事会等会議に出席	5, 0 0 0円